

長期障害所得補償(GLTD会社掛け、任意掛け)制度のQ&A

符号	Q:問い合わせ内容	A:回答
1	会社を病気や私傷事由のケガなので長期に休んだ場合の給与は支払われるのでしょうか。	年休消化後の療養期間が36ヶ月有り、傷病手当金(傷病延長手当金)として開始から18ヶ月間は給与の約87%(内法定給付67%)、その後の18ヶ月間は70%の支給となります。
2	私が入るのは個人掛けですが、会社掛けとは何ですか	上記1記載の87%-67%=20%が会社掛けGLTDとなります。
3	免責期間を教えてください。	会社掛け、個人掛けとも就業障害発生日から90日です。なお、個人によっては年休を含め、最大84日の休暇残があります。
4	退職後の保険金受け取りについて教えてください。	会社掛け、個人掛け共満60歳誕生日までお支払致します。
5	保険料と保険金の税務を教えてください。	保険料は介護医療保険料控除の対象となり、保険金は会社掛け・個人掛け共非課税です。
6	プラン変更は出来ますか。	毎年更新時に出来ますが、タイプアップの場合は、アップする分に対する告知が必要となります。
7	職場復帰した場合どうなりますか。	職場復帰後、所得喪失割合が発生時と比較して20%以上と認定された場合は、その部分がお支払の対象となります。
8	保険料は毎年変更されますか。	健保標準報酬月額が増えると保険料は増えてますが、保険料率は5歳刻みでアップ致しますが、概ね55歳以降は保険料率は下がります。
9	医療保険と同様に、入院中のみが対象ですか。	医師の診断で、自宅療養中も対象となります。保険金の受け取りには医師の診断が必要です。